

介護認定審査会委員 にしの みや子 の つぶやき

みなさん、こんにちは。認定審査会委員のにしのみや子です。
厳しい寒さが続いています、調査員の皆様、体調にはご注意ください。
今回は食事・排泄の項目についてお伝えしたいことがあります。



～ 今回のつぶやき ～

「食事と排泄の具体的な介助の量がわかりにくいなあ チェックではみえないところに手間は無いのかしら??」

「食事」と「排泄」は実際の介護において「個人差」があり、特に注意が必要な項目となっていますが、具体的な介護の手間を判断する「頻度」と「時間」が抜けていることが多くみられます。選択基準には含まれていないことであっても、介護の手間に関する内容であれば、特記事項に記載していただければ助かります！
〈にしの みや子 より〉

審査会委員 にしのみや子さん のご意見を受けて、事務局より介護認定調査員の皆様には、以下のルールで調査を実施していただきますので、お願いいたします。

★ 食事摂取における選択・特記事項上のポイント★

食事摂取の介助にかかる介助時間は実際の介護時間において「長時間」であり、「個人差」も発生しやすいことから審査会の判定において、重要です。具体的な介助の時間や方法の記載をお願いします。

- 例①：「自分で食べるが、大きな声で叫び、遊びながら食べるため、常時の声かけが必要（30分）。」
→選択は「見守り」だが、30分の常時の付き添いが必要。
- 例②：「食べ始めの数口のみ介助が必要だが、残りは自力摂取可能（5分）。」
→選択は「一部介助」だが、手間としては5分。

★ 排尿・排便における特記事項の記載のポイント★

排泄は実際の介護において「個人差」があり、また1日の中で「何度も発生する介助」である為、審査会では必ず議論される項目となっています。

(1) 排泄にかかる介護の手間

＝①排泄方法×②頻度＋③失敗の有無と介護

- ◆活動時間と就寝時で排泄の状況が異なる場合が多い。時間帯で異なる場合は④昼夜の違いも記載
- ◆失敗には、失禁だけでなく、トイレの汚染、不潔行為も含まれる

例：「紙パンツと尿取りパッドを使用しており、尿意はある。自分でトイレに行く。一連の動作は自身で行う（昼2～3回、夜2回）。1日1回は尿をまき散らすため、妻が掃除をしている。
（選択：介助されていない）

(2) 失禁時の「適切な介助の方法」の考え方

失禁の原因がどこにあるかによって「適切な介助の方法」を検討する調査項目が異なる

- ◆トイレまでの移動に介助が必要な場合は「2-2 移動」
- ◆スポンの上げ下げ・トイレへの誘導の声かけが必要な場合は「2-5 排尿」「2-6 排便」



今後も、審査会委員の“つぶやき”を受けて、調査員向け通信を作成していきます
審査会委員に読みやすい認定調査の資料づくりに、ご協力をお願いいたします。